

令和 5 年度版
環境施策に関する
年次報告書
(令和 4 年度実績)

北本市

-目次-

第1章 総説

第1節	北本市の概要	1
第2節	環境基本計画の概要	2

第2章 環境の現状と対策

長期的な目標 1

自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

1-1	雑木林や水辺など自然環境の保全と創造	4
1-2	多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造	6
1-3	豊かな農地の保全と創造	7
1-4	緑豊かな快適な都市環境の創造	9

長期的な目標 2

資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

2-1	健康を支えるきれいな空気・水・土の維持	1 2
2-2	騒音・振動・悪臭の防止	1 5
2-3	4 R（ごみの減量・資源化）の推進	1 6
2-4	廃棄物の適正処理の推進	1 8
2-5	賢いエネルギー利用の推進（CO ₂ 排出量の緩和）	1 9
2-6	環境にやさしい（低炭素型）まちづくりの推進	2 0

長期的な目標 3

一人ひとりが輝く、環境の環（わ）をつくり広げるまち

3-1	環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進	2 1
3-2	環境教育・環境学習の推進	2 1
3-3	環境を守り・育てる市民の環（わ）づくりの推進	2 2
3-4	環境情報の充実と提供・共有化の推進	2 3

資料

・令和4年度河川・用排水路等の水質調査結果と推移	2 6
・北本市地球温暖化対策実行計画及び環境マネジメントシステムの実施報告書	2 8
・用語解説	3 8

第1章 総説

第1節 北本市の概要

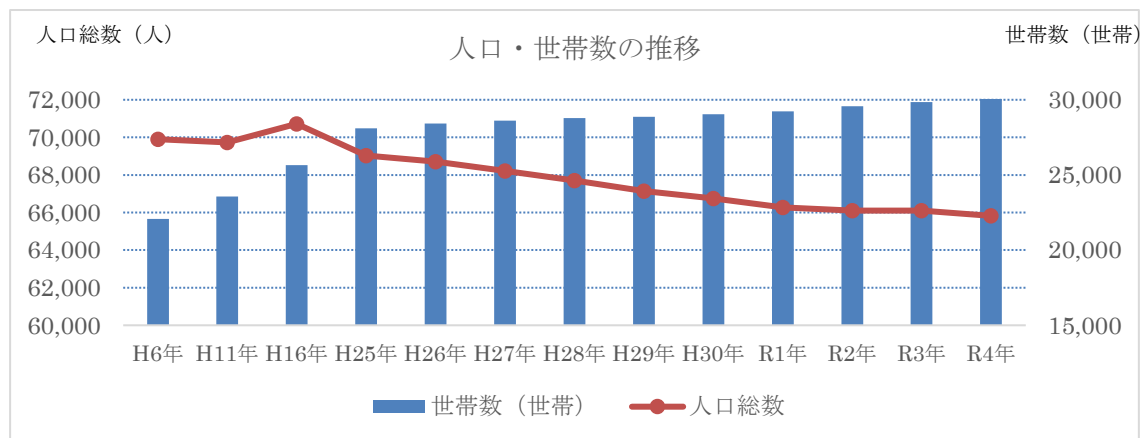
1 位置・交通

本市は、埼玉県のパ野部のほぼ中央部、東京都心から約45km圏に位置しています。東西5.8km、南北5.3km、面積19.82km²で、市域の大部分が大宮台地上のほぼ平坦な地形です。都心まで約50分の通勤圏にあり、ベッドタウンとして発展しています。主要交通としてJR高崎線、国道17号線及び中山道が市中央部を南北に縦断しています。また、市の南側を首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が東西に横断し、国道17号線を挟み桶川加納IC及び桶川北本ICが開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道、東関東自動車道に接続しています。現在、圏央道へのアクセス向上や国道17号現道の慢性的な渋滞緩和を図るため、国道17号上尾道路の整備が進められており、埼玉県中央地域における道路ネットワークの形成に多くの期待が寄せられています。



2 人口

令和4年10月1日現在、人口は65,817人、世帯数29,848世帯、世帯当たり人員は約2.2人です。人口は、平成7年以降現在まで7万人前後の横ばい状況で推移していますが、平成16年の71,137人をピークに減少傾向となっています。



第2節 環境基本計画の概要

1 計画の目的

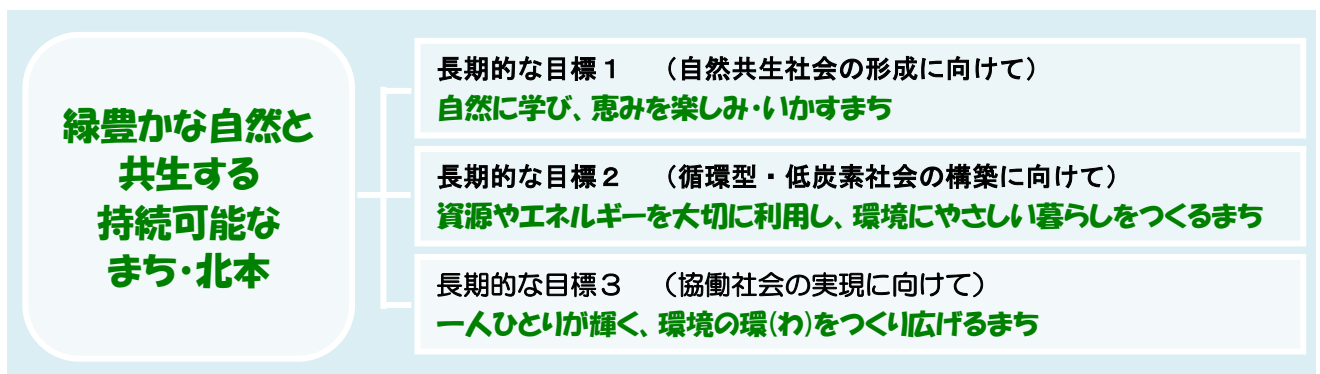
「環境基本計画」は、北本市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。平成12年3月に「北本市環境基本計画（第一次）」を策定し、環境行政の推進を図ってきました。また、平成29年3月には新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、第二次北本市環境基本計画を策定しています。

【計画期間】平成28年（2016）度から令和7年（2025）度までの10年間

2 年次報告書の位置づけ

環境施策に関する年次報告書は、北本市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を毎年作成するものです。

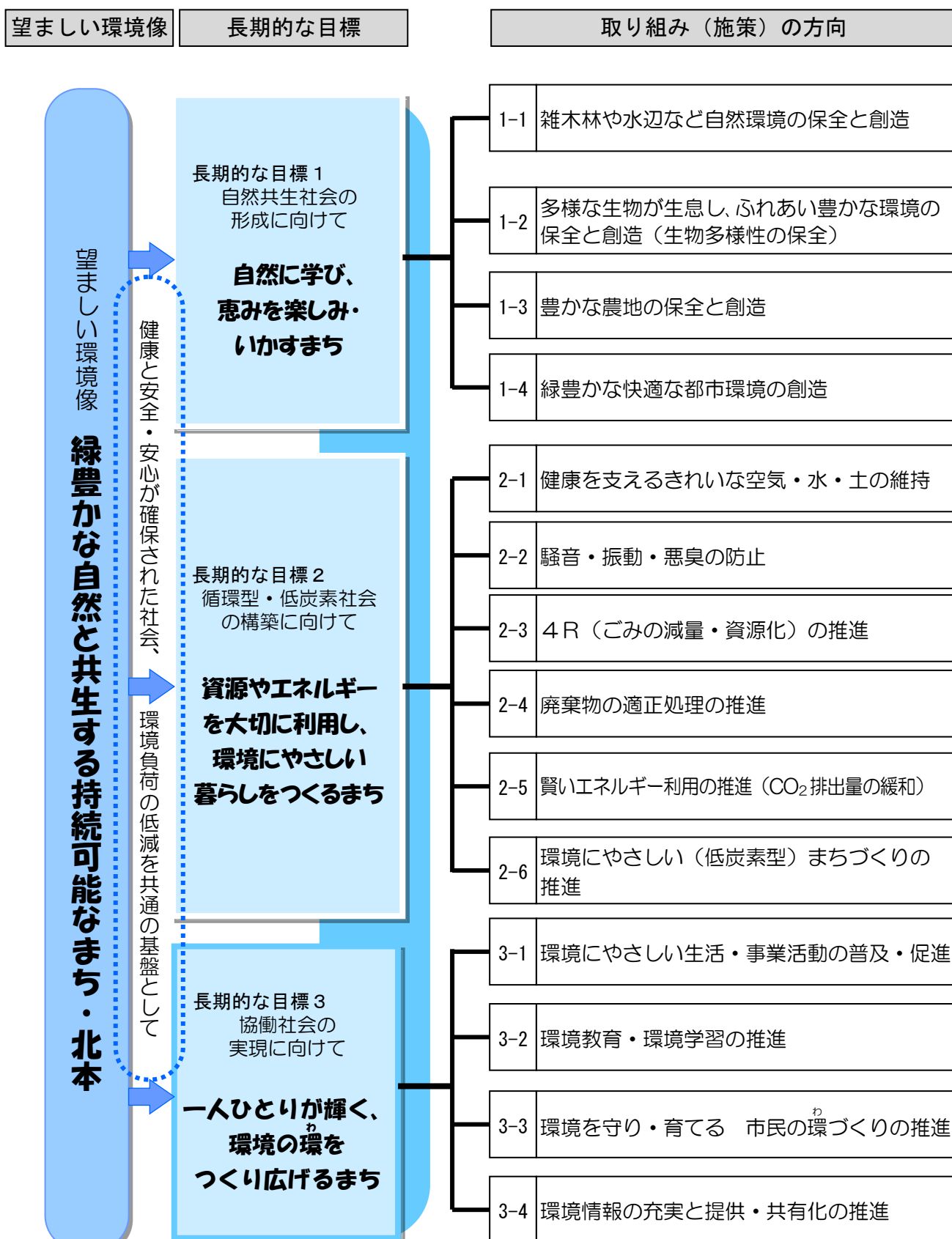
3 望ましい環境像と長期的な目標



「望ましい環境像」の実現のために、3つの「長期的な目標」のなかで市・市民・事業者・民間団体が協働して重点的に取り組んでいく必要がある取り組みを「協働プロジェクト」として位置づけています。



4 計画の体系



第2章 環境の現状と対策

▶長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

《協働プロジェクトⅠ》

雑木林・緑いきいきプロジェクト参考指標

参考指標	計画時 (平成26年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (令和7年度)
市全体の緑被率	48.2%	—	—	—	—	49%
市民1人あたりの都市公園面積	10 m ²	10.4 m ²	10.5 m ²	10.7 m ²	10.6 m ²	11 m ²
市民緑地の指定地区と面積	4地区、 2.04ha	4地区、 2.03ha	4地区、 2.03ha	4地区、 2.03ha	4地区、 2.03ha	5地区、 2.05ha

1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

①雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発

・北本市観光協会による雑木林を活用したイベントの実施

森林セラピーロードに認定された北本自然観察公園等を会場に、きたもと森林セラピーツアーを実施した。（担当：産業観光課・北本市観光協会）

②雑木林の保全と維持管理

・中央緑地整備事業

計画面積を 32,236 m²から 32,481 m²とする都市計画の変更を行った。また、社会資本整備総合交付金を活用し用地買収 610 m²を実施した。更に、『10年後を見据えた北本中央緑地伐採植樹計画』の改訂を実施した。（担当：都市計画政策課）



◀中央緑地

・雑木林の維持・管理事業（指定管理事業）

北本中央緑地において、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理を委託している。NPO法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林の管理が行われた。

(担当：都市計画政策課)

イベント名	開催日・参加者数（令和4年度）
中学生雑木林保全 ボランティア教室	草取り・清掃等 6月19日（日）35名、7月17日（日）26名、 11月20日（日）43名、12月18日（日）33名
雑木林に親しむ集い	木工、竹細工、ミニコンサート等 10月30日（日）参加者300名 落ち葉かきと腐葉土作り 1月22日（日）参加者50名

③自然調査の推進

荒川流域エリアにおいて、河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策を推進し、魅力的な地域づくりを実現することを目的とする「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会」が開催した、エコネット生きもの調査体験会（鴻巣市天空の里～吹上地域水田）では、（令和4年7月26日・感染症予防に配慮して実施・地域の親子など33名が参加）。荒川流域に生息する多様な生物が観察された。

観察できた生物：モツゴ、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、トウヨシノボリ類、ミズカマキリ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、コシマゲンゴロウ、ヒメガムシ、スクミリンゴガイ、ヒメタニシ、シジミ類、カワリヌマエビ類など（担当：環境課）

④自然性の高い水辺の保全と創造

・湧水地の把握

市内の横田薬師堂周辺と高尾宮岡の景観地内の2箇所の湧水地について、環境省の湧水ポータルサイト及び埼玉県のエコ版湧水地マップ（横田薬師堂湧水群のみ）で公表している。

（担当：環境課）

・水辺の事業（指定管理事業）

平成26年度から指定管理者制度を導入し、公園の管理を行うとともに、必要に応じて補修工事等を行っている。（担当：都市計画政策課）

⑤歴史的・文化的環境の保全と創造

・石戸蒲ザクラ保護管理事業

日常管理のほか、定期的なモニタリングを行った。また、風雨対策のための剪定作業、消毒作業を実施した。追加指定地となった北側隣接地との境界にあったフェンスを撤去し、根の伸長の促進を図った。

決算額 年間管理：275(千円) （担当：文化財保護課）

・エドヒガンザクラ保護管理事業

令和4年度の実績はなし（担当：文化財保護課）

・ドウダンツツジ保護管理事業

令和4年度は実績なし（担当：文化財保護課）

・高尾カタクリ自生地の調査保存

カタクリ自生地での株数等の調査、増殖のための人口受粉・採種・播種を引き続き実施、個体数の増と周辺環境の保全に努めた。

4月上旬 株数調査、人工受粉作業

5月上旬 採種

7月上旬 播種（担当：文化財保護課）

・埋蔵文化財調査整理事業

個人住宅の建設、分譲住宅の建設、アパート等の開発事業に伴う範囲確認調査を15件実施した。発掘調査は下宿遺跡9次、上手遺跡6次発掘調査を行い、開発により消失する遺跡を記録保存することができた。

『権現堂・刑部谷・丸山3次・八幡4次遺跡発掘調査報告書』を刊行した。また、発掘調査の出土遺物の整理、その他民俗文化財の資料整理を実施した。

出土遺物の公開、埋蔵文化財の普及・啓発、シティプロモーション担当との連携に留意している。

決算額 埋蔵文化財範囲確認調査：1,215(千円)

埋蔵文化財発掘調査(2件)：4,817(千円)

印刷製本費(1件)：497(千円)

文化財資料の整理・保存：495(千円)（担当：文化財保護課）

・遺跡等調査事業

お茶屋遺跡の内容確認調査を行った。調査の結果、郭の北側部分の構造が明らかになった。

決算額 374(千円)（担当：文化財保護課）

1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造(生物多様性の保全)

① 生物多様性保全行動指針の作成と推進

生物多様性の保全に資するため、「荒川流域エコネット地域づくり推進協議会」及び「水辺からはじまる生態系ネットワーク」に参加し、調査・研究を行っている。今後も、生物多様性保全行動指針の作成と推進に向けて努めていく。（担当：環境課）

② 多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生

・保護地区・保護樹木等の指定

北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に奨励金等を交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。（担当：都市計画政策課）

保護地区	2 箇所（西後保護地区（0.34ha）、高尾阿弥陀堂保護地区（0.33ha））
保護樹木	36 本
市民緑地	4 地区（1 号 0.21ha、2 号 0.19ha、3 号 0.67ha、4 号 0.96ha）

※令和 3 年度と変動なし

・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用

埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を活用し、市内 1 箇所（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 5.48ha、（埼玉県緑のトラスト保全 8 号地 3.5ha を含む））が県から指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。活動内容は 23 ページ参照

（担当：環境課）

・学校ビオトープ整備事業

実績なし（担当：学校教育課）

③外来種及び鳥獣被害対策の推進

・アライグマ防除実施事業

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲を行った。令和 4 年度のアライグマの捕獲件数は 109 件だった。（担当：環境課・産業観光課）

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
48 件	96 件	82 件	109 件



▲アライグマ

・有害鳥獣捕獲許可事業

住宅などに侵入した有害鳥獣に対し、鳥獣保護法に基づき捕獲の許可を行った。令和 4 年度の有害鳥獣捕獲許可数は 2 件だった。（担当：環境課）

・久保特定土地区画整理事業

事業地内の希少動物について、営巣、繁殖等の生態調査を実施し、調査結果に基づき、周辺環境において継続的に注意を払い、適切な措置をとりながら、事業（関連工事等）を実施した。令和 4 年度は繁殖が確認されなかったが、繁殖の可能性は毎年あるため、継続的な調査が重要である。

決算額（調査委託費） 47（千円）（担当：久保土地区画整理事務所）

1－3 豊かな農地の保全と創造

①有機農業の促進・環境保全型農業の推進

・生産緑地制度の運用

地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行ったが、令和 4 年度の実績はなかった。（担当：都市計画政策課）

- ・農業後継者団体への支援

農業後継者団体である北本市農業青年会議所が実施している、北本イケメン野菜のPRに対して、支援を行った。(担当：産業観光課)

- ・認定農業者支援事業

北本市認定農業者協議会において、農地利用集積に関連する制度等の周知を行った。また、本市で策定した人・農地プランでは、中心的な役割を担う農業者として、認定農業者が位置づけられている。(担当：産業観光課)

- ・農地実態調査事業

担い手農家等への農地の利用集積を図るため、農家への働きかけを行った。その結果、令和4年度においては、新たに60件、約9haの農地について利用集積を図ることができた。

(担当：産業観光課)

- ・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発

令和4年度は、3名の農業者が生産するだいこん、にんじん、ねぎ、キャベツ、ブロッコリー、レタス、トマト、水稻について、特別栽培農産物の認証を受けることができた。

(担当：産業観光課)

②地産地消の推進

- ・北本農産物の直売事業

農産物直売所である桜国屋の運営を委託し、市内産農産物の販売促進を図った。売上額は317,889千円と、前年度から5%の減となった。

また、遊休農地や不耕作地の解消、地域食文化の保全、農業者と住民との交流促進、雇用の創出、市内観光の増進、地産地消の推進等を目的として、北本さんた亭、&greenCAFEの運営も委託している。令和4年度の売上額は、北本さんた亭が17,000千円と、前年度比0.5%の減、&greenCAFEが9,152千円と、前年度比約14%の増となった。(担当：産業観光課)

- ・北本農産物PR事業

北本トマトイメージキャラクター「とまちゃん」を利用するなどして、「北本トマト」「イケメン野菜」の周知・ブランド化に取り組んだ。

また、市内農産物直売所桜国屋においても、同様に「北本トマト」「北本イケメン野菜」を取り扱い、販売促進に努め、近年の「北本トマトカレー」等、トマトを使用した商品の認知度の高まりもあり、北本農産物のPRは順調に行われた。(担当：産業観光課)



③食と農と環境の学習推進

- ・北本産野菜の学校給食への導入

天候の影響で農作物生育時期が例年と異なったため、北本産を指定しても県外産のものしか入荷できなかったり、価格高騰により使用できないことが多く、北本産野菜の年間使用量は、小・中学校合計で7,488kgとなり、前年度に比べ2,797kg、27.2%減少した。(担当：教育総務課)

【参考】小・中合計使用量の推移

平成 30 年度 7,573kg、令和元年度 8,227 kg、令和 2 年度 9,067 kg、令和 3 年度 10,285kg

・体験農場事業

市内小学校で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。

栽培した作物を給食の食材として活用することで、子どもたちに環境の大切さを実感できるようにした。各小学校における取組として定着し、積極的に実践されている。

決算額 270（千円）（担当：学校教育課）

④市民農園の普及と活用

・ごみ減量等推進市民会議の活動支援

家庭から出る生ごみを利用してたい肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ごみ減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園について、既存の農園管理等の支援を行った。活動費補助金 決算額 600（千円）（担当：環境課）

1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造

①公園の整備と維持管理

・公園整備事業

令和 4 年度末の北本市の公園面積は 69.5ha である。また、北本市の公園は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者・NPO 法人等に管理委託されている。公園施設の老朽化（北本総合公園・子供公園等）による修繕費の財源確保（国債・県費等の確保）が課題である。

（担当：都市計画政策課）

<公園の状況>

令和5年3月31日

種別	公園名	令和3年度 開設面積(ha)	令和4年度 開設面積(ha)	<緑地の状況> 単位:ha			
総合公園	北本総合公園	10.60	10.60	種別	市街化区域(720.6ha)	都市計画区域 (1,984ha)	
総合公園	北本自然観察公園 (埼玉県)	27.10	27.10	都市公園・緑地	9.42	69.54	
近隣公園	子供公園	2.84	2.84	法による緑地合計	32.53	219.63	
近隣公園	天神下公園	3.31	3.31	・生産緑地地区	30.50	30.50	
近隣公園	深井スポーツ広場	1.26	1.26	・石戸緑地保全地区		5.10	
近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15	・市民緑地	2.03	2.03	
近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50	・河川区域		182.00	
近隣公園	高尾さくら公園	2.60	2.60	条例等による緑地合 計		6.31	
近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71	・高尾宮岡ふるさとの 緑の景観地		5.48	
近隣公園	北本水辺プラザ公園	4.13	4.13	・上記景観地外のトラ スト地		0.16	
都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54	・高尾阿弥陀堂保護 地区		0.33	
都市緑地	宮内緑地公園	0.26	0.26	・西後保護地区		0.34	
都市緑地	北本中央緑地	2.46	2.46	計	41.95	295.48	
都市緑地	下原緑地公園	0.13	0.13	区域に対する割合	5.8%	14.9%	
街区公園	宮内公園など	87箇所 7.95	87箇所 7.95				
合計公園面積		69.54	69.54				
計(1人当たり㎡)		10.57	10.60				



▲総合公園



▲水辺プラザ公園

②市街地や住宅地の緑化の推進

・地区計画

市内の地区計画 9 地区の都市計画法第 58 条の 2 に基づく行為の届け出は 21 件あり、市民及び民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに緑化等の指導を行った。また、地区計画制度に基づく敷地内緑化の努力義務について周知した。

(担当：都市計画政策課)

・緑と花のまちづくり基金の充実

緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立し、基金の充実を図った。

令和 4 年度積立金額 623,331 円、令和 4 年度末基金残高 78,401,542 円

(担当：都市計画政策課)

・花いっぱい運動の推進

指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。

夏:21 団体、2 公共施設 7,388 株

秋:25 団体、2 公共施設 7,582 株

(担当：都市計画政策課)

・緑化推進イベントの開催

イベントを通して、緑の重要性や緑化意識高揚を目的に、さくらまつり、こどもとみどりのフェスティバル等について、新型コロナ感染拡大のため一部規模を縮小して開催した。

(担当：都市計画政策課)

緑化推進イベント

イベント名		開催日
さくらまつり		3月25日（土）・26日（日）
こどもとみどりのフェスティバル		4月29日（金・祝）
園芸講習会	花と緑の教室	5月14日（土）
	ラベンダースティック講習会	6月9日（木）
	樹木の剪定講習会	6月11日（土）
	藍染め教室	6月14日（火）
	造園講習会	6月18日（土）
	草木染め教室	10月14日（金）
	花と緑の教室	12月4日（日）
	きのこ栽培教室	2月11日（土）

③魅力ある都市景観の保全と創造

・中山道街並み整備事業

県事業により電線地中化工事が進められた。今後は、県事業の進捗に合わせて、歩道の美装化を進めていく。（担当：都市計画政策課）

・ふるさと歩道の維持管理事業

定期的に剪定や巡視を行い、ふるさと歩道の維持管理及び、城ヶ谷堤の剪定等の維持管理を行った。（担当：都市計画政策課）

④空き地・空家対策の推進

・空き地対策事業

北本市空き地環境保全に関する条例に基づき、雑草の除去など所有者に適正な管理について指導を行った。（担当：環境課）

区分	対象件数	実施件数
除去委託分	10件（4,103㎡）	10件（4,103㎡）
苦情受付分	18件（5,780㎡）	7件（1,799㎡）
合計	28件（9,883㎡）	17件（5,902㎡）

・空家対策事業

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全となっている空き家の所有者に適切な管理をするように指導した。法に基づく指導件数：44件（担当：都市計画政策課）

⑤不法投棄防止・環境美化の推進

・不法投棄監視パトロール事業

粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に、監視パトロールを実施した。しかし、荒川河川敷内の一

斉撤去作業（不法投棄物撤去）は、新型コロナウイルス感染拡大により中止となった。監視パトロールは週 1 回程度実施し、その際に発見した廃棄物等は、ただちに回収している。

（担当：環境課）

・清掃美化活動の実施

新型コロナウイルス感染症の影響で、自粛又は規模縮小などの実施方法などの見直しにより実施した。例年は、健康で住みやすい快適なまちづくりをめざすため、市民の自主的な実践活動として、春（5月～6月頃）と秋（9月～11月頃）の2回実施している。（担当：環境課）

・アダプトプログラム制度の実施

市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム」（アダプトプログラム）を展開した。

（令和5年3月31日現在）（担当：環境課）

登録団体数	28 団体
登録者数	1,064 人

▶長期的な目標 2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

2-1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持

①空気の清浄さの維持

・大気汚染防止対策の推進

大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県が工場や事業所への立入検査等を行った。（担当：環境課）

【参考】市内大気規制関係事業所数・施設数

※（ ）内は立入件数

	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例			ダイオキシン類 対策特別措置法
	ばい煙	粉じん	VOC	指定 ばい煙	指定 粉じん	炭化 水素	
事業所	17 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (2)	2 (7)	6 (0)	2 (0)
施設	77 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (2)	10 (1)	10 (0)	2 (0)

埼玉県中央環境管理事務所資料より

・アイドリング・ストップの指導と啓発運動

3月に職員へアイドリングストップの啓発を喚起し、かつ、呼びかけする通知を行った。

（担当：総務課）

②水の清浄さの維持

・水質汚濁防止対策の推進

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき、県が工場や事業所への立入検査等を行った。令和4年度の立入件数は4件、採水数は1件だった。（担当：環境課）

【参考】水質規制関係事業場数

水質汚濁防止法				埼玉県生活 環境保全条例	ダイオキシン類対 策特別措置法
特定事業場	排水基準適用 特定事業場	有害物質使用 特定事業場	有害物質貯 蔵指定施設	指定排水工場等	特定施設設置事業 場
63	19 (4)	4	5	2	1

埼玉県中央環境管理事務所資料より。() 内は総量規制対象事業所数

・水質検査体制の充実

安全な水を供給するため、法令に基づき「健康に関連する項目」31 項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20 項目の水質検査を毎月実施した。検査の結果、すべての基準に適合であった。(担当：桶川北本水道企業団)

・雨水浸透マス・トレンチの設置促進

開発事業者等への指導により、宅地内での雨水浸透処理の普及促進が図られた。

指導件数：31 件（中丸地区 3 件、深井地区 7 件、古市場地区 1 件、本宿地区 5 件、緑地区 4 件、本町地区 3 件、宮内地区 1 件、下石戸地区 1 件、荒井地区 1 件、東間地区 1 件、栄地区 1 件、下石戸下地区 2 件、北本地区 1 件）(担当：建設課)

・水路浚渫工事

水路に堆積された汚泥の浚渫工事を実施し、水路機能の回復を図った。

水路 249m、決算額 3,883 (千円)

雨水幹線内の浚渫工事を実施し、水路環境改善と機能の保持に努めた。

実施延長≒20m、決算額 1,243 (千円) (担当：建設課)

・公共下水道整備事業

荒川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。

公共下水道工事（污水）決算額 82,674 (千円) (担当：建設課)

整備面積	整備済面積	整備率	人口普及率
10.33ha	628.65ha	86.8%	75.00%

・合併処理浄化槽設置補助事業

家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。令和 4 年度の助成件数は 29 件。決算額 17,868 (千円) (担当：環境課)

・浄化槽の法定検査受検促進

浄化槽使用者に対して、保守点検、清掃、定期水質検査の実施についての啓発を目的として、広報誌に記事を掲載した。令和 4 年度の法定検査受検率は、設置後の 7 条検査が昨年度と同じく 100%、定期検査である 11 条検査は 13.4%だった。昨年度に比べて、11 条検査受験率は 0.6%下降した。受験率の低さが問題点である。(担当：環境課)



▲荒川

③土壌汚染の防止

・土砂たい積等の許可業務

「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例」に基づき、土砂のたい積などについて相談を受けるとともに、土砂をたい積する行為について調査指導を実施した。市の条例に基づく土砂等のたい積の許可は2件あった。3,000 m³以上が対象の県条例では3件であった。（担当：環境課）

④監視体制の充実と情報提供

・大気汚染監視事業

北本市における大気環境の状況を確認することを目的として、二酸化窒素濃度など大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は隔年で実施しており、令和4年度は環境基準を満たしていた。

調査日：令和5年2月20～23日 調査地点：北本市役所屋上（担当：環境課）

・ダイオキシン類汚染調査

土壌中のダイオキシン類汚染調査については、平成16年度から隔年実施している。令和4年度は環境基準を満たしていた。

調査日：令和4年5月23日 調査地点：北本市役所屋上 調査結果：0.016pg-TEQ/m³

※環境基準は0.6pg-TEQ/m³以下（担当：環境課）

・市内水質調査

市内を流れる河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）のそれぞれ最上流地点、最下流地点計8地点について水質調査を実施した。全項目で基準値を満たしていた。詳細結果は資料ページ参照

・

（担当：環境課）

水質環境調査地点▶



特定化学物質に係る調査（PRTR 法）

埼玉県に協力を要請し、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律（PRTR 法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき届出があった市内の事業者について情報提供を得た。法律で 8 事業所、条例で 4 事業所から報告があった。

（担当：環境課）

・水質中の放射性物質濃度測定事業

小学校のプール水及び総合公園と子供公園のせせらぎ水の放射性物質濃度測定を行った。検査の結果、すべて不検出だった。（担当：環境課）

2-2 騒音・振動・悪臭の防止

①騒音・振動の防止

・工場・事業所等に対する啓発指導

工場・事業所等の騒音及び振動については、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制に基づき、苦情に対する速やかな状況把握に努め、必要に応じて指導を行った。令和 4 年度の苦情相談は騒音 5 件、振動 4 件だった。また、特定建設作業の届出は、振動 1 件だった。

（担当：環境課）

②悪臭の防止

・工場・事業所等に対する啓発指導

工場・事業所等の悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、苦情に対する速やかな状況把握に努め、必要に応じて指導を行っている。令和 4 年度の悪臭の苦情相談は 5 件であった。（担当：環境課）

③測定体制の充実等公害苦情への対応

・自動車騒音常時監視業務

令和 4 年度は市内 2 地点において自動車交通騒音常時監視を行った。調査結果は環境省へ報告し、今後の沿道騒音対策に係る資料となる。1 地点においては、昼間・夜間とも等価騒音レベルは環境基準を満たしていた。（担当：環境課）

路線名	昼間		夜間		調査地点
一般国道17号	73		73		宮内1丁目
	×	○	×	×	
鴻巣桶川さいたま線	60		54		北本1丁目
	◎	○	◎	○	

上段：等価騒音レベル LAeq（単位 d B）

下段左欄：◎環境基準を達成、×環境基準を超過

下段右欄：○要請限度の範囲内、×要請限度を超過

※環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に隣接する空間の特例値」を適用

昼間：環境基準 70 d B 以下、要請限度 75 d B 以下、夜間：環境基準 65 d B 以下、要請限度 70 d B 以下

《協働プロジェクトⅡ》

ごみ減量・4R もったいないプロジェクト参考指標

参考指標	計画時 (平成26年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	目標 (令和7年度)
市民一人1日あたり のごみ排出量 ※1	804 g (H25年度)	785 g	812 g	797 g	779 g
市民一人1日あたり の家庭ごみ排出量(資源 除く) ※1	510 g (H25年度)	514 g	547 g	534 g	470 g
事業系ごみ排出量 ※ 1	3,758t (H25年度)	3,735 t	3,450 t	3,535 t	3,570t

※1 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

2-3 4R（ごみの減量・資源化）の推進

① 4R（特にリデュース・リフューズ・リユース）の普及と推進

・グリーン購入推進事業

環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入推進指針に基づき、各課においてグリーン購入を実施した。令和4年度のグリーン購入率は56.4%だった。

（担当：環境課）

・建設事業におけるリサイクルの推進

解体工事において、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、また、提出書類の徹底を指導することでリサイクルを推進した。

各工事において特定建設資材のみならず、その他建設廃材も分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。（担当：都市計画政策課）

・ごみ減量等推進市民会議活動支援事業

ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動（市民大会、パネル展示会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等）に対し、助成等の支援を行った。

活動費補助金 決算額 600（千円）（担当：環境課）



◀容器包装類回収状況（中丸一時保管場にて）

・一般廃棄物等の回収

【参考】ごみ排出量の推移

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
	燃やせるごみ 排出量(t) (A)	13,485	13,086	12,952	12,910	13,078	12,973	12,743	12,755
	燃やせないごみ等 排出量(t) (B)	1,350	1,401	1,369	1,381	1,554	1,744	1,566	1,401
	資源化物(t) (C)	3,412	3,238	3,047	2,928	2,971	3,089	2,881	2,818
資源 化物 の 内 訳	容器包装類	756	783	776	814	833	854	853	858
	粗大ごみ中 資源化物	104	91	99	106	125	137	118	102
	資源回収	2,524	2,337	2,147	1,986	1,998	2,067	1,884	1,835
	廃乾電池	19	20	16	16	8	25	21	18
	廃蛍光管	7	6	6	5	6	5	4	4
	牛乳パック	2	1	3	1	1	1	1	1
	資源化物を除く 粗大ごみ量(t) (D)	405	386	410	433	472	529	500	445
	総排出量(t) (E)	18,652	18,111	17,778	17,652	18,075	18,335	17,690	17,419
	資源化率(%)	18.29%	17.88%	17.14%	16.59%	16.44%	16.85%	16.29%	16.18%
	人口(人) (F) (各年度末現在)	67,960	67,381	67,381	66,468	66,230	65,920	65,798	65,613
	一人1日あたりの ごみ排出量(g)	750	736	723	728	746	762	737	725

※資源化率：(C) ÷ (E)

※一人あたりのごみ排出量：(E) ÷ (F) ÷ 年度日数

・資源回収の充実

ごみカレンダーを作成・配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施した。決算額 120,614(千円)、収集運搬費 109,375(千円)、資源回収奨励金、11,239(千円) 資源回収売捌金 22,849(千円) (担当：環境課)

種類	令和4年度	令和3年度	増減率
缶類	155 t	164t	△5.5%
ビン類	299 t	309t	△3.2%
紙類	993 t	1,021t	△2.7%
布類	262 t	272t	△3.7%
ペットボトル	125 t	118t	5.9%

- ・容器包装の分別収集事業

容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施している。令和４年度の回収量は 858 t。

決算額 89,487(千円)、収集運搬費用 51,260(千円)、処理費用 38,227(千円) (担当：環境課)

- ・牛乳パック回収事業

市内公共施設 12 箇所に牛乳パック回収箱等を設置し、拠点回収を行った。令和４年度の回収量は 1 t。

牛乳パック売上金 決算額 3(千円)

(担当：環境課)

- ・小型家電の回収事業

令和４年度の小型家電回収量は 9,667 kg だった。

(担当：環境課)

- ・廃食油の回収事業

廃食油の回収量及び売却金額は、令和３年度：2,250L、12,500 円、令和４年度：2,700L、15,000 円であり、回収量が増加した。(担当：環境課)



▲使用済小型家電回収ボックス

2-4 廃棄物の適正処理の推進

①循環型社会形成推進基本法の推進

- ・ごみ出しルールの徹底とごみ収集体制の整備

ごみカレンダーの作成及び配布を行った。両面印刷にしたことによりごみカレンダーと認識されず捨てられてしまうことが見受けられたため、片面印刷に戻して作成した。(担当：環境課)

- ・生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機購入費補助事業

生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器（コンポスト）、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を助成した。

令和４年度 補助件数 37 件（うち電気式 33 件）決算額 428(千円) (担当：環境課)

- ・生ごみたい肥促進事業

事業実施なし。

(担当：教育総務課)

事業実施なし。今後は、生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機購入費補助事業と併せて実施していく。

(担当：環境課)

- ・事業系ごみの適正処理の推進

埼玉中部環境センターにおいて、搬入ごみ状況調査を実施(埼玉中部環境保全組合管内協議会)し、不適正な業者に対し、環境センターより指導を行った。(担当：環境課)

- ・市庁舎内のごみ分別収集の徹底

市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。

(担当：総務課)

種類	令和4年度	令和3年度	増減率
燃やせるごみ	1,552 kg	1,472 kg	5.4%
燃やせないごみ	390 kg	378 kg	3.1%
容器包装（資源）類	314 kg	367 kg	△14.4%
紙資源	27,647 kg	30,600 kg	△9.7%

・一般廃棄物処理基本計画の推進

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「一般廃棄物処理基本計画第4次計画」に基づき、ごみの減量・再資源化の推進を図った。

(担当：環境課)

②廃棄物の広域処理の推進

・ごみ処理広域化事業

令和4年度より埼玉中部環境保全組合において新たなごみ処理施設建設の事業を始めた。

(担当：環境課)

《協働プロジェクトⅢ》

省エネ・創エネ エコライフプロジェクト参考指標

参考指標	計画時 (平成26年度)	令和3年度	令和4年度	目標（令和7年度）
市域における温室効果ガス 排出量※1	292.7 千t-CO ₂ (平成25年度)	— 千t-CO ₂	— 千t-CO ₂	平成25年度比18% の削減
公共施設における温室効果 ガス排出量	3,883t-CO ₂ (平成29年度)	3,786t-CO ₂	3865t-CO ₂	令和5年度までに平 成29年度比3.0%の 削減
公用車の低公害車導入率 (九都県市指定)	77.1%	82.1%	79.3%	85%

※1 埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016年度より

2-5 賢いエネルギー利用の推進

①省エネルギー対策（省エネ）の推進

・公用車両への低公害車の導入

令和4年度末現在、公用車両合計53台のうちハイブリッド車3台（6%）、プラグインハイブリッド車5台（9%）、CNG車0台（0%）、電気自動車6台（11%）、となっている。九都県市指定の低公害車導入率は79%となった。（協働プロジェクトⅢの指標）（担当：総務課ほか）

・環境にやさしい自動車利用の推進

電気自動車用急速充電器は、設置から10年を経過し、維持・管理に必要な保守委託契約が結べないことや故障の際の部品の調達が困難であることから、撤去することとなった。

(担当：環境課)

・道路照明灯等整備事業

夜間の交通の安全及び犯罪防止のため、道路照明灯の設置や修理を行うとともに、LED化を進めた。令和4年度末現在、市内の道路照明灯の合計設置基数5,560基のうち、LED灯は5,248基で、LED化率は94%となっている。なお、電気料金は、LED化事業により、H25年度LED化事業当初電気料27,793,119円と比較し、R3年度は10,241,786円の減額となっているほか、CO₂削減量は平成25年と比較し255.376kg-CO₂/年となっている。

(担当：建設課)



②再生可能エネルギー利用（創エネ）の推進

・太陽光発電などの利用普及

県の補助制度を案内することでエネファームや蓄電池の設置を呼びかけている。なお、平成26年度に市役所庁舎に設置した太陽光発電システムの令和4年度の発電量は13,656.8kWh/年で、CO₂削減量は4,179.8kg-CO₂/年となった。

(担当：環境課・総務課)

③地球温暖化対策の推進

・地球温暖化対策実行計画推進事業

第4次北本市地球温暖化対策実行計画に基づき、年間の目標を掲げ、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向けて取り組んだ。実績等は環境マネジメントシステムで管理しており、令和4年度の温室効果ガス排出量は3,865tだった。

取り組み内容は資料ページ参照（担当：環境課）

2-6 環境にやさしい（低炭素型）まちづくりの推進

① 公共交通利用環境の向上

・デマンドバスの運行

交通空白地域の解消及び高齢者等交通弱者の移動手段の確保に貢献するため、ドア・ツー・ドア運行を行っている。令和4年度はワゴン車両2台、セダン車両2台の運行で、年間利用者数22,950名だった。（担当：くらし安全課）

② 自転車利用環境の整備

西中央通り線及び中央通線に安心歩行の整備として自転車レーンを設置している。

(担当：建設課ほか)

鴻巣市との協働・官民連携によるシェアサイクルの実証実験を実施しており、北本市駅東口に10台、西口に5台設置している。（産業観光課）

③ 省エネ型住まいづくりやスマートハウスの普及・促進

国・県の制度について周知・啓発を行った。(担当：環境課ほか)

北本市は、令和4年1月15日に、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言した。(担当：環境課)

▶**長期的な目標3 一人ひとりが輝く、環境の環^わをつくり広げるまち**

3-1 環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進

①日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進

②事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進

・環境ポスター・標語コンクール事業

小中学生を対象に環境ポスター・標語コンクール事業を実施した。令和4年度は標語部門191作品、ポスター部門76作品の応募があった。審査は、北本市文化団体連合会に依頼した。

(担当：環境課)

③市の施設での環境保全率先実行・環境マネジメントの実施

・環境マネジメントシステムの運用

平成28年度から北本市独自の新たな環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の低減を図っている。職員への研修や啓発を行い、公共施設からの温室効果ガス排出量の削減に努めた。

取り組み内容は資料ページ参照 (担当：環境課)

《協働プロジェクトⅣ》

きたもと環境の環（わ）プロジェクト参考指標

参考指標	現状 (平成26年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (令和7年度)
環境関連の民間団体活動支援数	7団体	5団体	5団体	5団体	10団体
アダプトプログラム登録数	19団体	27団体	27団体	28団体	25団体

3-2 環境教育・環境学習の推進

①環境教育の推進と支援体制の充実

・環境教育・環境学習の強化・推進の検討

環境教育全体計画に基づいて、全小・中学校の各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターなど関係施設等を積極的に活用した環境学習にも取り組んだ。石戸小学校では、本年度も「高尾宮岡トラスト地」において、棚田プロジェクトを実施し、地域との協力のもと、環境に関する体験学習を行った。学校社会科副読本を通して、環境問題への取組について学習する機会を設けた。社会科副読本「きたもと」(映像資料付)を作成

し、その中の章「住みよいくらしをささえる」において、市内で利用する水の水源と浄水場についてごみ処理について取り上げ、身近な話題から環境について考えられるよう工夫した。

(担当：学校教育課)

・自然環境を利用した体験学習

小学校生活科の学習で、校外の自然環境の中での遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開した。各小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境に関する探究的な学習を行った。中丸小学校では、北海道羅臼町との交流事業の一環として、それぞれの地域の自然環境を生かしたくらしについて、オンラインを通じた発表等の交流を行った。(担当：学校教育課)

・教職員の環境研修事業

「EM 菌」の活用について、引き続き様々な分野において実践を重ねた。市内の小学校では、プールの水の浄化のために活用した。また、トイレ清掃に活用した。各学校にて継続的に活用している。(担当：学校教育課)

②市民の環境学習の推進

・水辺を利用した環境教育

7月9日(土)、10(日)にホタル観察会を野外活動センターにて実施した。場内のせせらぎで光るヘイケボタルを観察したほか、体験学習室で幼虫と成虫、餌となる巻貝の生態展示を実施し、環境保護への意識啓発を行った。(担当：生涯学習課)

・市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実

市役所出前講座に「ごみのゆくえ ～ごみの減量化とリサイクルを推進しよう！～」(対象：小学生以上)を設けているが、令和4年度は3件の依頼があった。(担当：環境課)

3-3 環境を守り・育てる 市民の環(わ)づくりの推進

①環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援

・カタクリ等自生地保全活動への支援

自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地の巡視や美化清掃等の維持管理を、「高尾カタクリ保存会」に委託し、下草刈り、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。

決算額 90(千円)(担当：環境課)



・アダプトプログラム制度の実施 (P12 再掲)

市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム」(アダプトプログラム)を展開した。

登録団体数 28 団体 登録者数 1,064 人(令和5年3月31日現在)(担当：環境課)

② 市民との協働による環境保全活動の推進・支援

・景観地保全事業

「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、埼玉県内の優れた自然や貴重な歴史的環境を守るための「さいたま緑のトラスト保全第8号地」として保全されている。

トラスト8号地周辺の自治会から構成される「トラスト8号地里山保存会」の協力を受け、石戸小学校児童による田植えの体験学習や管理を行った。

決算額 490（千円）

里山の景観を維持するためにトラスト8号地内に位置する田んぼ周辺の除草を行った。

決算額 932（千円）（担当：環境課）



▲石戸小児童による田植え



▲石戸小児童による稲刈り

・トラスト基金

高尾宮岡ふるさとの緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとの緑のトラスト基金」の寄付金は、令和4年度 11,012 円であった。なお、積立額の一部は一般財源に繰り入れ、トラスト地の保全のために使われており、年度末基金残額は 1,307,879 円であった。（担当：環境課）

3-4 環境情報の充実と提供・共有化の推進

①環境情報の整備充実と発信・提供

・年次報告書の作成

北本市環境基本条例では、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表することとしている。このため、環境基本計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、その進捗度などを記載した年次報告書を作成するとともにホームページ等で公表した。（担当：環境課）

・ホームページ・広報紙での環境情報等の公表

ホームページにて、大気・水質・自動車騒音等の測定調査結果、環境マネジメントシステム実施結果、生活・自然環境についての情報を公表している。また、広報「きたもと」に、野外焼却の禁止、異常水質事故防止について掲載を行った。（担当：環境課）

・行政機関が構成する協議会等への参加

環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に、県内市町村等が組織する協議会等に参加し、情報収集や研修に参加した。また、これらの団体から国・県への要望を行った。（担当：環境課）

【環境課が加入する環境関係協議会等】

環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に県内市町村等が組織する団体に加入し、情報収集や研修に参加した。また、これらの団体から国・県への要望を行った。

【環境課が加入する環境関係協議会等】

- ・埼玉県環境事務研究会連合会：県内 59 市町村
- ・埼玉県中部地域環境事務研究会：県内 8 市町
- ・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会：県内 44 市町村 1 組合
- ・全国浄化槽推進市町村協議会：47 都道府県
- ・綾瀬川中川水質改善協議会：県内 24 市町（R4.3.31 をもって廃止）
- ・埼玉県清掃行政研究協議会：県内 63 市町村を含む 83 団体
- ・埼玉県央荒川クリーン協議会：県央域市町・国・県・警察等 9 機関
- ・荒川流域エコネット地域づくり推進協議会：県内 5 市町・国・県・有識者団体

②土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

・国・県の環境影響評価制度の適切な運用

国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行う。令和 4 年度は該当事業なし。（担当：都市計画政策課）

・土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めた。令和4年度の開発指導要綱に基づく事前協議は31件だった。

（担当：関係各課）

・熱帯材型枠の使用抑制事業

各工事において熱帯材型枠の使用を削減し、各種代替型枠の使用を促進することを指示した。その他仕上材なども、極力使用は控えるよう指導した。

（担当：都市計画政策課）

・インターチェンジ周辺地域の開発整備事業

県及び圏央道沿線の市町と共同で、引き続き「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止」に取り組んでおり、庁内関連部署で広報活動やパトロールを行い、緑豊で美しい環境を次世代に引き継いでいくことの重要性への理解を求めている。令和 4 年度は 11 月に一斉パトロールを実施した。（担当：都市計画政策課）

■資料

- 令和 4 年度河川・用排水路等の水質調査結果と推移
- 第4次北本市地球温暖化対策実行計画及び令和4年度環境マネジメントシステムの実施報告書
- 用語解説

■令和4年度 河川・用排水路等の水質調査

採取日 R4年9月7日

採取場所及び採取日 分析項目及び単位		谷田用水路		梅沢水路	江川(勝林水路)			城ヶ谷堤	荒川	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	下水路	鴻巣境	
		宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋	
PH		7.4	7.2	7.3	7.0	7.1	7.1	7.3	7.7	6.5~8.5
BOD	mg/l	1.3	1.7	1.7	1.3	0.5	1.6	1.9	1.6	2以下
SS	mg/l	5.2	6.2	1.9	1.9	<1.0	1.6	6.0	7.9	25以下
DO	mg/l	9.7	7.5	8.3	8.3	9.6	8.4	6.3	8.6	7.5以上
Cd	mg/l	—	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
CN	mg/l	—	<0.10	<0.10	—	—	<0.10	—	<0.10	検出されないこと
O—P	mg/l	—	<0.10	<0.10	—	—	<0.10	—	<0.10	—
Pb	mg/l	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	<0.02	<0.02	—	—	<0.02	—	<0.02	0.05以下
As	mg/l	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
T—Hg	mg/l	—	<0.00050	<0.00050	—	—	<0.00050	—	<0.00050	0.0005以下
T—N	mg/l	—	3.0	3.2	—	—	5.5	—	2.3	—
T—P	mg/l	—	0.23	0.14	—	—	0.21	—	<0.01	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質 物質	mg/l	—	<0.5	<0.5	—	—	<0.5	—	<0.5	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	<0.05	<0.05	—	—	<0.05	—	<0.05	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2—ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1—ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下
シス—1,2—ジクロロエチ レン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1—トリクロロエタン	mg/l	—	<0.001	<0.001	—	—	<0.001	—	<0.001	1以下
1,1,2—トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3—ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
気温	℃	29.5	30.5	31.0	29.7	30.0	30.5	30.0	30.0	—
水温	℃	26.2	26.0	26.1	22.8	23.0	23.4	25.5	25.1	—
臭気		微藻臭	微藻臭	微藻臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭	無臭	—
色相		微黄色	微黄色	微黄色	無色	無色	微黄色	微黄色	微黄色	—
透視度	度	>100	70	>100	>100	>100	>100	70	65	—

※基準値（環境庁告示第59号別表1・2より）pH、BOD、SS、DOの基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため鴻巣境は調査を実施していない。

環境の現状と推移

水環境(水質)

■ 河川・水路の水質

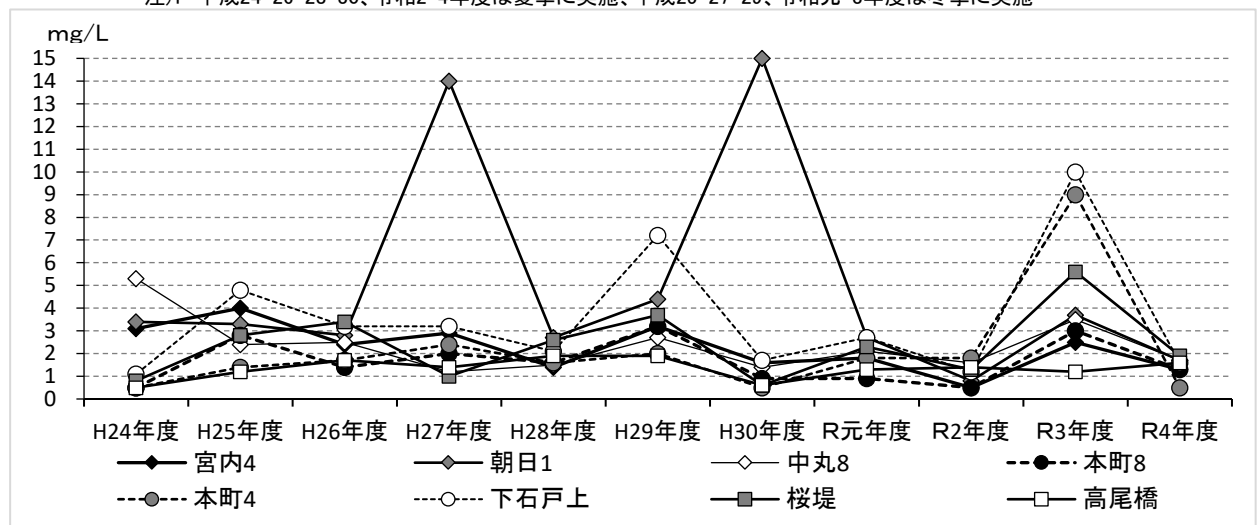
生物化学的酸素要求量(BOD)の推移

(mg/L)

	利根川水系			荒川水系				
	谷田川用水路		梅沢水路	江川(勝林水路)			城ヶ谷堤下水路	荒川
	宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋
H24年度	3.1	3.4	5.3	0.5	0.5	1.1	0.8	0.5
H25年度	4.0	3.3	2.4	2.8	1.4	4.8	2.8	1.2
H26年度	2.4	2.8	2.5	1.4	1.7	3.2	3.4	1.7
H27年度	2.9	14.0	1.2	2.0	2.4	3.2	1.0	1.4
H28年度	1.4	2.7	1.5	1.6	1.6	2.1	2.6	1.9
H29年度	3.2	4.4	2.7	3.2	2.0	7.2	3.7	1.9
H30年度	1.6	15.0	1.4	0.9	0.5	1.7	0.6	0.6
R元年度	1.8	2.7	2.1	0.9	1.8	2.7	2.3	1.3
R2年度	0.5	0.8	1.6	0.5	1.8	1.2	1.3	1.4
R3年度	2.5	3.7	3.5	3.0	9.0	10.0	5.6	1.2
R4年度	1.3	1.7	1.7	1.3	0.5	1.6	1.9	1.6

※北本市環境基本計画年次報告書／北本市より

注)1 平成24・26・28・30、令和2・4年度は夏季に実施、平成25・27・29、令和元・3年度は冬季に実施



市では、下図の8地点を水質調査地点として定め、毎年水質状況の確認を行っています。

市内の河川や水路の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）から見ると、荒川は環境基準（2mg/L以下）を達成しています。その他の水路では、水路や採水日（季節や年）により多少のばらつきがあります。



◆ 生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

第4次北本市地球温暖化対策実行計画及び 令和4年度環境マネジメントシステム 実施報告書

- 目次 -

第1部 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1章 計画の概要

第2章 達成状況

- 1 温室効果ガスの排出を直接抑制する取り組み
- 2 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取り組み

第2部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要

- 1 目的
- 2 適用範囲
- 3 システムの体系
- 4 取り組み内容

第2章 実施状況

- 1 内部コミュニケーションの状況
- 2 目標の進捗状況
- 3 環境監査の結果
- 4 改善に向けた対応

第1部 第4次北本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1章 計画の概要

北本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律及び基本方針に基づき、平成15年から地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

第4次北本市地球温暖化対策実行計画では、市が行うすべての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間とし、対象範囲は市庁舎をはじめとする公共施設におけるすべての事務・事業とします（指定管理事業も含む）。目標は以下のとおりです。

目 標

- ・全機関における電気・燃料・水道・公用車燃料使用量及び市庁舎における用紙類使用量について、平成29年度を基準年度とし、令和5年度までに3%削減する。

機関	取組項目	H29年度 (基準年度)	R元年度 (計画開始)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (目標年度)
全機関	電気使用量 燃料使用量 水道使用量 公用車燃料 使用量	平成29年度比3%削減					
市庁舎	用紙類						

温室効果ガスの種類

種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内醗酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。

出典:実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン, 平成23年, 環境省

第2章 達成状況

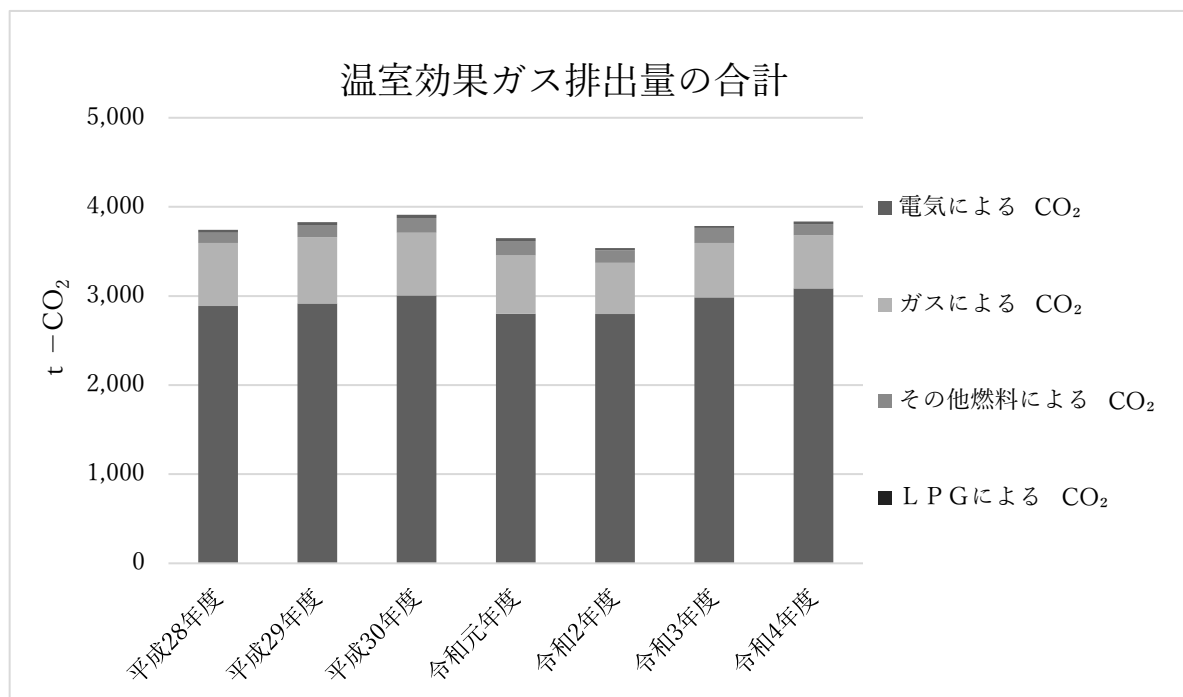
1 温室効果ガスの排出を直接抑制する取り組み

市の全公共施設における温室効果ガスの排出量(t-CO₂)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
温室効果ガス排出量の合計	3,741	3,827	3,910	3,649	3,539	3,786	3,862

<内訳>

電気による CO ₂	2,889	2,915	3,005	2,801	2,799	2,986	3,087
ガスによる CO ₂	708	744	704	654	573	609	595
その他燃料による CO ₂	112	137	168	163	142	168	126
公用車関連による CO ₂	32	31	33	31	25	23	28



【目標別結果】

電気使用量・燃料使用量（全機関）

目標値：令和5年度までに平成29年度比3.0%削減

(t-CO₂)

H29 (基準)	R1 (計画開始)	R2	R3	R4	R5	R5 (目標)
3,796	3,618	3,514	3,763	3,808		3,682

公用車燃料使用量（全機関）

目標値：令和 5 年度までに平成 29 年度比 3.0%削減 (t-CO₂)

H29 (基準)	R1 (計画開始)	R2	R3	R4	R5	R5 (目標)
31	31	25	23	28		30

2 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取り組み

水道使用量・用紙類

目標値：令和 5 年度までに平成 29 年度比 3.0%削減

	H29 (基準)	R1 (計画開始)	R2	R3	R4	R5	R5 (目標)
水道使用量 (m ³)の削減 ※1	156,594	141,950	110,263	153,740	124,303		151,896
紙の使用量 (枚)の削減 ※2	3,374,441	3,165,872	3,139,656	3,813,604	3,842,522		3,273,208

※1 全機関

※2 市庁舎のみ

ごみの減量とリサイクルに関する目標

目標値：令和 5 年度までに平成 29 年度比 2.5%削減

取組項目	排出量(t)						
	H29 (基準)	R1 (計画開始)	R2	R3	R4	R5	R5 (目標)
ごみの減量 とリサイク ルの促進	2.85	2.59	1.73	1.85	1.94		2.78 以下

※市庁舎のみ。ごみの減量目標については、北本市一般廃棄物処理基本計画（第 4 次計画）における事業系ごみ排出量の数値目標である。平成 25 年度比 5.0%減（H37）を基に平成 29 年度 2.85t の 5.0%減となる 2.78t 以下とした。

第2部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要

1 目的

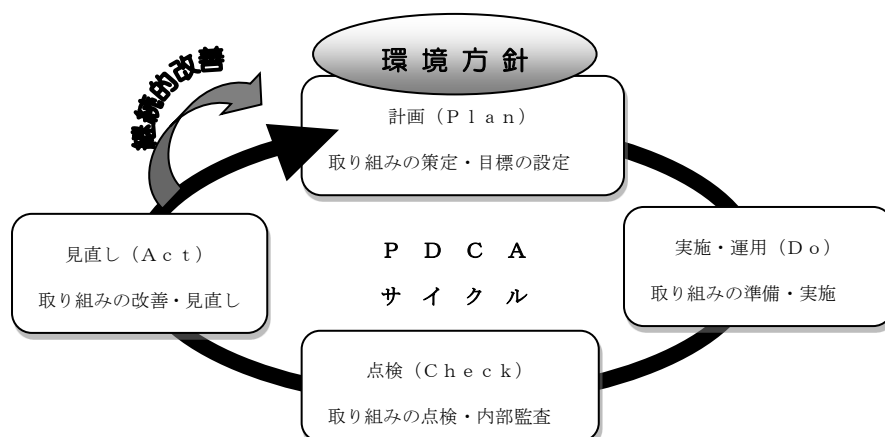
北本市がこれまで推進してきた環境に配慮した活動（事務・事業）を、さらに積極的かつ継続的に行うことにより、総合的かつ計画的に環境の保全・改善を推進し、環境管理体制の確立を図ることを目的としています。

2 適用範囲

職員（会計年度任用職員を含む）及び受託者及び市の公共施設について適用します。

3 システムの体系

環境方針に基づき、目的・目標及び達成するための実施計画を策定し、実施及び運用管理を行い、点検、是正処置及び予防処置を実施し、見直しを行っていく継続的改善のプロセスを「EMS」として確立し、維持します。※環境マネジメントシステム（EMS - Environmental Management System）



4 取り組み内容

取り組みの策定にあたっては、環境方針を踏まえ、北本市の活動（事務・事業）として適切なものを設定します。また、目標の設定にあたっては、第4次北本市地球温暖化対策実行計画との整合性を図っています。

事 項	取 組 項 目	担 当 部 署
温室効果ガス排出量の削減	電気・燃料使用量の削減	施設管理担当部署
	公用車の燃料使用量の削減	全部署（指定管理除く）
環境配慮の推進	水使用量の削減	施設管理担当部署
	紙使用量（枚数）の削減	全部署（指定管理除く）
	廃棄物の減量・再資源化	施設管理担当部署
グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	全部署（指定管理除く）
環境リスクの管理	環境関連法令の遵守	全部署
	緊急事態への対応	全部署

第2章 実施状況

1 内部コミュニケーションの状況

(1) 環境研修会の実施

開催日	研修対象	参加人数	内容
令和4年8月10日	所属職員 (各課(所・局)から1名ずつ)	29人	・北本市ゼロカーボンシティ宣言について ・地球温暖化「影響と対策」
令和4年10月13日	新規採用職員	14人	・第4次北本市地球温暖化対策実行計画 ・北本市環境マネジメントシステム ・市役所のごみの分別について ・グリーン購入について

2 目標の進捗状況

(1) 目標に対する結果

ア 全機関（紙使用量については市庁舎のみ）

事項	取組項目	令和5年度の目標 (目標数値)	令和4年度実績	目標値比較増減	達成状況
温室効果ガス 排出量の削減	電気使用量の削減 (t-CO ₂)	平成29年度比3.0%削減 (2,828t)	3,087	259	未達成
	燃料使用量の削減 (t-CO ₂)	平成29年度比3.0%削減 (855t)	721	△134	達成
	公用車燃料使用量の 削減(t-CO ₂)	平成29年度比3.0%削減 (30t)	28	△2	達成
環境配慮の 推進	水道使用量の削減 (m ³)	平成29年度比3.0%削減 (151,896 m ³)	124,303	△27,593	達成
	紙使用量の削減 (枚数)	平成29年度比3.0%削減 (327万枚)	384万	57万	未達成
	ごみの減量とリサイ クルの推進(t)	平成29年度比2.5%削減 (2.78t)	1.94	△0.84	達成

(2) 未達成項目の考えられる要因

新型コロナウイルス感染に係る事務事業の変化及び学校行事の再開などが使用量増加の一因になったと考えられる。

(3) 市庁舎における項目別の取り組み実績

ア 紙使用量（使用枚数）

(枚)

所属名	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
			枚数	%
市長公室	106,461	163,801	△57,340	65.0%
行政経営課	115,438	134,449	△19,011	85.9%
財政課	155,820	110,780	45,040	140.7%
総務課	249,159	236,857	12,302	105.2%
税務課	111,849	146,949	△35,100	76.1%
人権推進課	100,649	66,334	34,315	151.7%
くらし安全課	154,433	125,100	29,333	123.4%
環境課	103,499	89,493	14,006	115.7%
市民課	125,537	149,781	△24,244	83.8%
産業観光課	124,021	154,097	△30,076	80.5%
福祉課	170,691	165,941	4,750	102.9%
障がい福祉課	90,733	150,364	△59,631	60.3%
子育て支援課	109,481	88,482	20,999	123.7%
保育課	124,518	107,749	16,769	115.6%
健康づくり課	306,367	379,746	△73,379	80.7%
高齢介護課	191,560	150,453	41,107	127.3%
保険年金課	98,568	147,416	△48,848	66.9%
都市計画政策課	139,697	129,370	10,327	108.0%
建設課	176,935	148,283	28,652	119.3%
教育総務課	84,765	77,988	6,777	108.7%
学校教育課	339,408	439,203	△99,795	77.3%
生涯学習課	232,660	184,531	48,129	126.1%
文化財保護課	45,877	52,915	△7,038	86.7%
会計課	52,301	59,746	△7,445	87.5%
議会事務局	82,737	84,478	△1,741	97.9%
選管・監査事務局	68,859	69,298	△439	99.4%
合計	3,662,023	3,813,604	△151,581	96.0%

イ ごみの排出量

(kg)

分類		令和4年度	令和3年度	比較増減
廃棄物	燃やせるごみ	1,552	1,472	80
	燃やせないごみ	389	378	11
	合計	1941	1,850	91
資源類	プラスチック製容器包装	314	367	△ 53
	段ボール	3,850	3,640	210
	色上質紙（雑誌等）	2,397	2,310	87
	雑紙（シュレッダー含む）	20,500	23,980	△ 3,480
	新聞紙	850	670	180

ウ グリーン購入率

	分類	購入率	主な購入品
1	紙類	76%	コピー用紙、印刷用加工紙等
2	文具類	65%	ボールペン、のり、付箋、封筒等
3	オフィス家具等	6%	スチールラック、ホワイトボード等
4	画像機器等	40%	プリンタ、インクカートリッジ等
5	電子計算機等	87%	電子計算機、記録用メディア等
6	オフィス機器等	17%	シュレッダー、電卓等
7	移動電話等	実績なし	
8	家電製品	実績なし	
9	エアコンディショナー等	実績なし	
10	温水器等	実績なし	
11	照明	0%	L E D照明器具、蛍光灯等
12	自動車等	実績なし	
13	消火器	実績なし	
14	制服・作業服	0%	作業着、調理白衣、靴等
15	ソファ・寝装寝具	実績なし	
16	作業手袋	0%	防菌用ポリエチレン手袋、ゴム手袋等
17	その他繊維製品	0%	懸垂幕、防風網等
18	設備	100%	Web会議システム
19	災害備蓄用品	実績なし	
	全体	45.7%	

$$\text{購入率（％）} = \frac{\text{グリーン購入適合物品購入金額}}{\text{物品購入金額}} \times 100$$

3 環境監査の結果

環境監査は、システムが適切に運用され、取り組みが有効かつ妥当に機能しているかを確認するため、環境監査員会により年1回以上行う。

環境監査委員は、主任環境監査員を含め6名（令和4年度）で、システムの維持運営及び監査の実施にふさわしい力量を持った者を市長が任命している。

令和4年度環境監査結果

実施日	令和5年1月26日（木）9：30～16：30
監査方法と 部署（施設）	書類審査・・・全部署 現場審査・・・市庁舎、文化センター、総合公園、中央保育所、あすなろ学園、学習センター、東小学校、石戸小学校
監査結果	不適合事項 4件、 注意事項 5件、 推奨事項 6件
システムに 関する総評	事務局、各課書類、被監査施設等において、推奨事項が6件あったが、注意事項5件、不適合事項4件と指摘を受ける結果となり、反省すべき所のある監査となった。 また、現地審査を実施した被監査施設全体としては努力が感じられたが、市庁舎における昼休み中の消灯が不十分であったり、監査の意義・目的を理解していない被監査施設も散見された。 今後は、各部署への周知・連絡を密にするとともに指摘を受けた事項を修正し、環境マネジメントシステムがより適切に実施・維持されるよう努める必要があると考える。
不適合事項	（1）電気・ガス・水道等の使用量報告（様式2）について、使用している設備の確認や、増減の原因の分析が不十分であり、「上期増減理由」欄に記載のない施設もあった。（事務局） （2）空調機器の使用方法（温度設定等）が不適正である。水道の使用量の増加原因が不明であるため、原因解明を要する。（学習センター） （3）エネルギー使用量の増加に係る分析が不十分である。特に、水道については、漏水等の可能性もあるため、早急に原因解明をすべきと考える。（学習センター） （4）各課からの報告書に未記入や趣旨にそぐわない回答がされている。この課題は、昨年度指摘されているにも関わらず改善されておらず問題であるとする。報告書を各課に作成させる目的は、各課が所管施設の現状を把握し、改善を促すことだと思われる。そのため、未記入や趣旨にそぐわない回答があった場合には、事務局で指摘し、再度作成させるべきである。（事務局）
注意事項	（1）昼休みの消灯について、必要のない点灯が見受けられた。（庁舎1・2・3階） （2）照明について、LED化が進んでいない。（総合公園）

	(3) 全体の目標達成状況（R3 年度）について、燃料使用量及び水道使用量、ごみの減量については達成しているが、電気使用量及び紙使用量については達成できていない。（事務局） (4) 利用者の要望により、設定温度を強めた事例があった（訪問時に暖房の設定が 30℃だった）。水道の使用量が約 30%（80 m³）増加しているが、原因が特定できず、今後注意が必要である。施設管理者が、設備の劣化、不具合をあまり把握しておらず、改善が必要だと思われる。（学習センター） (5) 電気・ガス・水道等の使用量報告（様式 2）について、増減理由が書かれていない、または分析が不十分な施設がある。（事務局）
推奨事項	(1) 照明を LED ライトに変更、3 階南側の窓に遮熱フィルムを貼付、よしずを設置していた。（文化センター） (2) 電気自動車 2 台の導入（総合公園） (3) 清掃活動時の節水について児童への指導を徹底し、水道使用量の大幅削減を達成している。節電について、一人一人の意識改革がなされている。（東小学校） (4) 環境研修を複数回実施し、対象者をグループリーダーや新規採用職員など区別して実施している。（事務局） (5) 温室効果ガス排出量や水道使用量の上半期比較について、色分けの整理がされており、施設ごとの比較が容易にできた。（事務局） (6) 空調の切り替え時期において、ロスが出ないように、期間をおいて冷暖の切り替えを実施している（そのため利用できない期間があるが、利用者に事前に連絡している）。（文化センター）

4 改善に向けた対応

(1) 各部署及び各施設への監査結果通知の送付

監査結果通知を各部署及び各施設へ送付し、環境に係る意識啓発と周知を図った。

用 語 解 説

〔あ行〕

アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることです。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約 210 倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

EMボカシ(EM発酵資材)

EMで有機物（米ヌカ、油カスなど）を発酵させたもののことをいい、一般でいうボカシ肥料と同じようなものです。発酵過程でEMを増殖させ、その密度を高め、ほ場では有機物がEMを増殖させる餌となります。

一般廃棄物

主として家庭から排出される廃棄物。産業廃棄物以外の廃棄物。

エネファーム（家庭用燃料電池）

都市ガス・LPガス・灯油などから、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させ発電するシステムのことで、発電時の排熱を給湯に利用します。発電の際には水素を用いるためCO₂は発生しません。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表に二酸化炭素が挙げられます。

〔か行〕

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲で一箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するものです。

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水を戸別にまとめて処理する装置のことです。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音を、どの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもののことです。

環境マネジメントシステム

企業などの組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。PDCA のサイクルで推進していきます。

九（八）都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、

川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)において、電気・天然ガス・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン・LPG・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して導入するとともに、一般に広く推奨する制度です。なお、平成 22 年に相模原市が加わり、八都県市から九都県市となっています。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で一箇所当たり面積 4ha を標準として設置するものです。

コンポスト

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られたたい肥のことです。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速たい肥として利用します。

〔さ行〕

酸性雨

石油・石炭など化石燃料を消費することによって、大気中に放出される硫黄酸化物中の硫黄分・窒素酸化物の窒素分を、凝結核として降る雨のことです。(硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶解込み、pH が 5.6 以下の強い酸性を示す雨)

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園です。

生産緑地

広義には、田畑・森林・牧野など、生産に利用されている緑地です。狭義には、生産緑地法に基づいて指定されている市街化区域内の緑地です。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

総合公園

都市住民全般の休息・観賞・散歩・遊戯・運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ一箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置するものです。

総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、規制する方法をいいます。濃度規制と対比される概念です。

〔た行〕

ダイオキシン類

一般には、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称のことです。ダイオキシン類には、塩素の数や配置によりPCDDで75種類、PCDFで135種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

〔健康影響〕人体に対する影響は、発がん和其他症状です。人における発がんは、化学工場

の従事者や、2,4,5-T の散布をした農夫などの集団で全がん死亡率の上昇が報告されています。また、部位別に呼吸器がん、非ホジキンリンパ腫、軟部組織肉腫等の発生率の上昇が観察されています。過去、西日本において発生した油症では、原因となった米ぬか、患者の体液等から PCDF が検出され、様々な皮膚症状、視力減退、しびれなどの神経症状が観察されました。ダイオキシンの人体影響については未解明な部分が多く、今後とも引き続き毒性試験や人体への影響について調査研究を推進することが重要とされています。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

地区計画

身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画のことです。

一般的な建築物のルールを守って建築物を建てた場合でも、周辺と調和しない建築物が建てられることがあります。地区計画を活用すると、地区の実情に合ったより良い居住環境やまち並みを誘導することができます。

窒素酸化物(Nox)

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO₂)等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。

低公害車

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車があります。

dB(デシベル)

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。

等価騒音レベル

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下水に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

特定建設作業

騒音規制法及び振動規制法に規定されており、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業のことをいいます。くい打機を使用する作業等、騒音では 8 種類、振動では 4 種類の作業について定められています。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念

を設けています。大気汚染防止法では「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は排水を排出する」施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められています。

毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)

ダイオキシン類は多数の毒性の異なる同族体の混合物として存在します。そこで、個々の同族体の毒性の強さを、最も強い毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を 1 として表した係数が毒性等価係数となります。

ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフランが 10 種、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが 7 種、コプラナーポリ塩化ビフェニルが 12 種、毒性があるものとして毒性等価係数を与えられています。

毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

土地区画整理

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道・公園・上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式のことです。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観向上を図るために設けられている緑地であり、一箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置するものです。

トリクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。今日では、代替フロン原料として需要が増え、金属の洗浄用途を上まわっています。

【健康影響】高濃度のトリクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度では頭痛・めまい・眠気などの神経系への影響が認められます。

〔な行〕

二酸化硫黄(SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激臭のある無色の気体で、1~10ppm 程度で呼吸機能に影響を及ぼし、目の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻やノドの粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

農薬

農薬とは農薬取締法で規定されている薬剤のことをいい、農作物等に害を与える病害虫の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤や、農作物等の生理機能の増進に用いられる植物成長調整剤などがあり、用途によって分類されています。また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬の一種とされています。

平成 15 年の食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月末より残留農薬基準が定められていない農薬については、人の健康を損なうおそれのない量（一律基準＝0.01ppm）を設定し、それを超えた残留のある農産物の販売等が禁止されています。

〔は行〕

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙として定義しています。(1)燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

ピコグラム(μg)

ピコグラムとは 1 兆分の 1 グラムのことです。また、ナノグラム(ng)とは 10 億分の 1 グラムのことです。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしします。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和 54 年 3 月に制定された埼玉県条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としています。

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。毒性は小さく、化学的に安定しているため、クーラーや冷蔵庫の冷媒、スプレー噴霧剤などに使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減に向けた取り組みが進められています。

浮遊物質量(SS)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値(mg/l)が大きいほど、その水の濁りが多いことを示します。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒径が 10μm以下の粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）。大気中に長期間滞留します。発生原因としては、風による土砂の舞上がり等、また、ボイラーや自動車の排出ガス等石油系、石炭等の燃料の燃焼、物の破碎等によるものや大気中で二次的に反応して生成

されるものなどがあります。呼吸により体内に入りますが、特に粒径の小さい物質については、肺泡に留まり、溶解性のものであれば血液に溶け込みますが、不溶解性のものであると、そのまま肺組織に留まり生体に悪影響をおよぼすとされています。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理やたい積に伴い発生し、または、飛散する物質をいいます。

ベクレル (Bq)

放射線を出す能力の強さを表す単位を「ベクレル (Bq)」といいます。

ベンゼン

ベンゼンは 19 世紀前半に、圧縮した鯨油の分解ガスからはじめて取り出されました。常温で揮発性や引火性が高い物質であり、発がん性もあるので取り扱いには注意が必要です。ガソリンの中にも含まれて（現在の基準では体積比 1%以下）いるため、主に自動車などの排気ガスに含まれて排出されています。

【健康影響】 遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において白血病を引き起こすことに関し、十分な証拠があると考えられています。

放射線

高いエネルギーをもった高速の粒子（粒子線）や電磁波。目には見えませんが、物質を透過する性質や原子を電離（イオン化）する性質があります。高速の粒子の放射線には、アルファ（ α ）線、ベータ（ β ）線、中性子線などがあります。電磁波は波の性質をもっていて、テレビやラジオの放送に使われている電波や自然の光なども含まれていますが、電磁波のうち波長の短いエックス線やガンマ線を放射線として区別しています。

保護地区

身近で貴重な自然を次世代に残すために、所有者の協力を得て、雑木林や樹林を保護すべき地区（山林）として指定した場所のことです。

〔や行〕

谷津

台地に刻まれた谷の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地のことです。

有機リン化合物 (O-P)

リン原子が炭化水素基と結合している化合物のことです。多くは殺虫剤に使用されます。初期の有機リン系殺虫剤は、ほ乳動物や鳥類に対する毒性が強く野生生物への影響が出ましたが、最近の化合物は毒性が低くなり、生物に対する危険性は低下しています。

要請限度

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請したりすることができます。

溶存酸素量 (DO)

水中に保持されている酸素のことです。一般に、汚染が進むと酸素の濃度は低下します。

令和５年度版環境施策に関する年次報告書（令和４年度実績）

発 行 北本市

発行日 令和６年２月

編 集 北本市市民経済部環境課

〒３６４－８６３３ 北本市本町１－１１１

TEL ０４８－５９１－１１１１